

歴史文化情報センター利用規程

(趣旨)

第1条 静岡県立中央図書館歴史文化情報センター（以下「センター」という。）における静岡県史編さんにかかる収集資料（以下「資料」という。）の利用については、歴史文化情報センター管理運営要綱によるほか、この規程に定めるところによる。

(利用に供しない資料)

第2条 資料のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、静岡県立中央図書館長（以下「館長」という。）が公益上特に必要があると認めた場合を除き、その全部又は一部を利用に供しないものとする。

- (1) 個人若しくは団体の秘密保持のため、又は公益上の理由により供することが不適当なもの
- (2) 資料所蔵者等の公開許可が得られないもの
- (3) 資料所蔵者等が公開に当って条件を付したもの
- (4) 整理又は保存上支障があるもの

(資料の閲覧)

第3条 資料を閲覧しようとする者は「資料閲覧請求票」（様式第1号）を提出し、指定の席で閲覧すること。

(資料の複写)

第4条 資料の複写をしようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 原文書の複写は、職員の指示に従い、写真機等の持ち込み機器によるものとする。
- (2) 資料のうち、損傷のおそれのないものは、写真機等の持ち込み機器又は図書館備え付けの電子複写機器により行うものとする。
- (3) 前2号の複写方法によりがたい場合は、あらかじめその旨を申し出、職員の指示に従うものとする。
- (4) 写真機等の持ち込み機器の場合は「持ち込み機器による資料複製許可申込書」（様式第2号）、図書館備え付けの電子複写機器の場合は「資料複写申込書」（様式第3号）を提出すること。
- (5) 複写部数は各1部とすること。
- (6) 複写の際には、資料の現状を変えないこと。
- (7) 著作権法（昭和45年 法律第48号）を遵守すること。
- (8) 申請した目的以外に使用しないこと。
- (9) 遠隔地等の利用者には、センターの指定する条件の下で、資料の複写物を郵送することができる。

(資料の貸出し)

第5条 資料は、貸出ししないものとする。ただし、当該資料の貸出しにより、センターの運営に支障がなく、亡失又は損傷の防止に十分な配慮がなされていると館長が認めたときは、貸出しを許可する。この場合において、利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「資料の利用申込書」（様式第4号）を提出すること。
- (2) 申請した目的以外に利用しないこと。
- (3) 「資料の利用許可書」（様式第5-1号）の交付を受けること。
- (4) 資料の借用期間は2週間以内とすること。

(資料の出版物等への掲載又は放送等への利用)

第6条 借用、複写した資料の全部又は一部を出版物等に掲載、又は放送等に利用しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 「資料の利用申込書」(様式第4号)を提出すること。
- (2) 資料所蔵者等の了解を事前に得、その承諾書の写しを「資料の利用申込書」(様式第4号)に添付すること。
- (3) 「資料の利用許可書」(様式第5-1号)の交付を受けること。ただし資料所蔵者が資料を掲載した出版物等の寄贈を希望する等の場合は、「資料の利用許可書」(様式第5-2号)の交付を受けること。
- (4) 申請した目的以外に出版物等に掲載したり、放送等に利用したりしないこと。
- (5) 資料の出版物等への掲載又は放送等への利用に関わる経費は申請者が負担すること。
- (6) 資料の出版物等への掲載又は放送等への利用によって問題が生じたときは、すべて申請者がその責任を負うこと。
- (7) 資料の出版物等への掲載又は放送等への利用によって第三者の人権又はプライバシーを侵害することのないように細心の注意を払うこと。
- (8) 資料を出版物等に掲載したり、放送等に利用したりする場合は、センター提供資料である旨を明示すること。
- (9) 資料を掲載した出版物等、又は放送内容を収録したDVD等を1部以上センターに寄贈すること。その利用についてはセンターに一任すること。
- (10) 資料のデジタル画像は、二次利用を防ぐため利用後に消去すること。

(レファレンス)

第7条 センターの資料及び本県の歴史情報に関して調査研究等のためのレファレンスを受け付ける。ただし、レファレンス・サービスの範囲は次のとおりとする。

- (1) 依頼事項に関する参考資料の紹介
- (2) 依頼事項に関する参考資料の所蔵機関及びその利用の方法についての提示
- (3) 依頼事項に関する類縁機関等についての情報提供

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年2月17日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年5月1日から施行する。